

福岡県公報

平成20年5月30日
第2829号

目次

告示(第882号-第903号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	2
漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁業管理課)	2
漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁業管理課)	21
漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁業管理課)	37
林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	49
土地区画整理事業の換地処分完了届出	(都市計画課)	49
平成20年度定期自動車税収納業務の委託	(税務課)	49
道路の供用の開始	(道路維持課)	50
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	50
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出の取 下げ	(中小企業振興課)	50
道路の供用の開始	(道路維持課)	50
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	50
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	51
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	51
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	52
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	52
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	52
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	53
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	53
公共測量の終了	(県土整備総務課)	53

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	53
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	53

公 告

平成20年度クリーニング師試験の実施	(保健衛生課)	54
外国語指導助手(A L T)業務の委託に係る提案の募集	(教育庁高校教育課)	55
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部駐車対策課)	56
落札者等の公示	(情報政策課)	56
落札者等の公示	(情報政策課)	56
落札者等の公示	(総務事務センター)	57

公安委員会

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正 する告示	(警察本部警務課)	57
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の 開催	(警察本部生活環境課)	57
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の 開催	(警察本部生活環境課)	58

正 誤

解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知(平成20年1月福 岡県告示第142号)中正誤		59
--	--	----

告 示

福岡県告示第882号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
小都市井上字村囲1310 - 1 及び1310 - 8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市井上1310番地 1

野田 定博

福岡県告示第883号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年5月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス直方下境店
(2) 所在地 福岡県直方市大字下境3281番1 外8筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年1月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,490平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県直方市大字下境3281番1 外8筆	58

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県直方市大字下境3281番1 外8筆	44

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県直方市大字下境3281番1 外8筆	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県直方市大字下境3281番1 外8筆	11.77

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県直方市大字下境3281番1 外8筆

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第884号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について

、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1

- (1) 公示番号 有区第1号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度09分10.8秒 東経130度21分30.8秒の点
 (ロ) 北緯33度08分50.8秒 東経130度21分34.6秒の点
 (ハ) 北緯33度08分41.3秒 東経130度21分34.1秒の点
 (ニ) 北緯33度08分14.7秒 東経130度21分38.9秒の点
 (ホ) 北緯33度08分15.0秒 東経130度21分45.1秒の点
 (ヘ) 北緯33度08分41.5秒 東経130度21分39.6秒の点
 (ト) 北緯33度08分50.9秒 東経130度21分40.4秒の点
 (チ) 北緯33度09分11.8秒 東経130度21分36.2秒の点

- (3) 地元地区 大川市及び柳川市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

2

- (1) 公示番号 有区第2号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度07分37.5秒 東経130度21分57.0秒の点
 (ロ) 北緯33度07分15.9秒 東経130度21分54.0秒の点
 (ハ) 北緯33度07分07.9秒 東経130度21分51.2秒の点
 (ニ) 北緯33度07分04.3秒 東経130度21分45.1秒の点
 (ホ) 北緯33度07分04.5秒 東経130度21分35.2秒の点
 (ヘ) 北緯33度07分25.7秒 東経130度21分34.0秒の点
 (ト) 北緯33度07分59.4秒 東経130度21分34.1秒の点
 (チ) 北緯33度07分59.4秒 東経130度21分36.1秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

3

- (1) 公示番号 有区第3号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度07分16.8秒 東経130度22分13.0秒の点

(ロ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分49.6秒の点

(ハ) 北緯33度05分51.8秒 東経130度21分40.8秒の点

(ニ) 北緯33度07分31.7秒 東経130度21分59.6秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

(1) 公示番号 有区第4号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度06分32.1秒 東経130度22分53.5秒の点

(ロ) 北緯33度05分48.3秒 東経130度21分51.2秒の点

(ハ) 北緯33度07分15.6秒 東経130度22分13.4秒の点

(ニ) 北緯33度06分59.7秒 東経130度22分27.9秒の点

(ホ) 北緯33度06分53.4秒 東経130度22分24.3秒の点

(ヘ) 北緯33度06分46.2秒 東経130度22分35.7秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに

大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

5

(1) 公示番号 有区第5号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度06分14.3秒 東経130度23分02.0秒の点

(ロ) 北緯33度05分59.8秒 東経130度22分42.8秒の点

(ハ) 北緯33度06分13.7秒 東経130度22分28.3秒の点

(ニ) 北緯33度06分27.7秒 東経130度22分48.5秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

6

(1) 公示番号 有区第6号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(リ)、(ヌ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度05分59.0秒 東経130度22分41.9秒の点
- (ロ) 北緯33度05分46.0秒 東経130度22分24.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分45.2秒 東経130度22分23.0秒の点
- (ニ) 北緯33度05分32.2秒 東経130度22分05.5秒の点
- (ホ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分04.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分24.4秒 東経130度21分55.2秒の点
- (ト) 北緯33度05分39.1秒 東経130度21分53.0秒の点
- (チ) 北緯33度05分43.3秒 東経130度21分50.4秒の点
- (リ) 北緯33度05分44.1秒 東経130度21分51.6秒の点
- (ヌ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分50.0秒の点
- (ル) 北緯33度05分59.5秒 東経130度22分07.9秒の点
- (ヲ) 北緯33度06分00.3秒 東経130度22分09.0秒の点
- (ワ) 北緯33度06分12.9秒 東経130度22分27.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

7

- (1) 公示番号 有区第7号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分57.1秒 東経130度23分20.4秒の点
- (ロ) 北緯33度05分40.8秒 東経130度23分02.7秒の点
- (ハ) 北緯33度05分59.1秒 東経130度22分43.7秒の点
- (ニ) 北緯33度06分13.4秒 東経130度23分02.9秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

8

- (1) 公示番号 有区第8号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(カ)、(コ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ハ)、(ニ)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度05分40.1秒 東経130度23分01.6秒の点
- (ロ) 北緯33度05分31.8秒 東経130度22分45.5秒の点

- (イ) 北緯33度05分28.6秒 東経130度22分42.4秒の点
- (ロ) 北緯33度05分27.7秒 東経130度22分41.6秒の点
- (ハ) 北緯33度05分23.4秒 東経130度22分37.4秒の点
- (ニ) 北緯33度05分17.9秒 東経130度22分32.2秒の点
- (ホ) 北緯33度05分12.1秒 東経130度22分26.6秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分11.2秒 東経130度22分26.1秒の点
- (ト) 北緯33度04分53.3秒 東経130度22分01.9秒の点
- (チ) 北緯33度05分23.2秒 東経130度21分55.5秒の点
- (リ) 北緯33度05分30.7秒 東経130度22分05.5秒の点
- (ニ) 北緯33度05分31.3秒 東経130度22分06.4秒の点
- (フ) 北緯33度05分45.1秒 東経130度22分25.0秒の点
- (ク) 北緯33度05分44.4秒 東経130度22分24.0秒の点
- (ケ) 北緯33度05分58.3秒 東経130度22分42.6秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

9

- (1) 公示番号 有区第9号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分24.8秒 東経130度23分19.1秒の点

- (ロ) 北緯33度05分16.3秒 東経130度23分10.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分50.1秒の点
- (ニ) 北緯33度05分37.3秒 東経130度23分03.1秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

10

- (1) 公示番号 有区第10号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分09.0秒の点
- (ロ) 北緯33度04分53.0秒 東経130度22分44.7秒の点
- (ハ) 北緯33度05分08.4秒 東経130度22分24.8秒の点
- (ニ) 北緯33度05分31.0秒 東経130度22分48.8秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

11

- (1) 公示番号 有区第11号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (ただし(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分43.4秒の点
- (ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分21.0秒の点
- (ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度22分20.0秒の点
- (ニ) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点
- (ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点
- (ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点
- (チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点
- (リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点
- (ヌ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点
- (ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分58.3秒の点
- (ヲ) 北緯33度04分46.8秒 東経130度22分00.5秒の点
- 北緯33度05分07.1秒 東経130度22分23.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

12

(1) 公示番号 有区第12号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点
- (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

13

(1) 公示番号 有区第13号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点
- (ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点

(イ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点

(ニ) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

14

(1) 公示番号 有区第14号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(イ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (ただし(ロ)、(イ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(ニ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

(イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点

(イ) 北緯33度04分11.3秒 東経130度22分41.2秒の点

(ニ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点

(ホ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点

(ヘ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点

(ト) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点

(チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点

(リ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点

(ヌ) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点

(ル) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点

(ロ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

15

(1) 公示番号 有区第15号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(イ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分04.3秒 東経130度24分06.8秒の点

(ロ) 北緯33度04分46.9秒 東経130度23分47.9秒の点

(イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分33.2秒の点

(ニ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分52.0秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

16

(1) 公示番号 有区第16号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分46.0秒 東経130度23分46.9秒の点

(ロ) 北緯33度04分23.6秒 東経130度23分22.8秒の点

(ハ) 北緯33度04分35.1秒 東経130度23分08.2秒の点

(ニ) 北緯33度04分57.2秒 東経130度23分32.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

17

(1) 公示番号 有区第17号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分22.3秒 東経130度23分21.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分01.4秒 東経130度22分59.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分12.8秒 東経130度22分44.2秒の点

(ニ) 北緯33度04分33.8秒 東経130度23分06.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

18

(1) 公示番号 有区第18号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

(イ) 北緯33度03分58.7秒 東経130度22分57.2秒の点

(ロ) 北緯33度03分36.1秒 東経130度22分32.7秒の点

(ハ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分31.8秒の点

(ニ) 北緯33度03分20.2秒 東経130度22分15.6秒の点

(ホ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分05.0秒の点

(ヘ) 北緯33度03分46.4秒 東経130度22分17.1秒の点

(ト) 北緯33度03分47.2秒 東経130度22分18.1秒の点

(チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度22分42.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

19

- (1) 公示番号 有区第19号
(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点
(ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点
(ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点
(ニ) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
(6) 免許予定日 平成20年9月1日

20

- (1) 公示番号 有区第20号
(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点
(ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点
(ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点
(ニ) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
(6) 免許予定日 平成20年9月1日

21

- (1) 公示番号 有区第21号
(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点
(ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点
(ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点
(ニ) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
(6) 免許予定日 平成20年9月1日

22

- (1) 公示番号 有区第22号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点
 (ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点
 (ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点
 (ニ) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点
 (ホ) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点
 (ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点
 (ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点
 (チ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

23

- (1) 公示番号 有区第23号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点
 (ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点
 (ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点
 (ニ) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点
 (ホ) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

24

- (1) 公示番号 有区第24号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点
 (ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点
 (ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点
 (ニ) 北緯33度04分31.7秒 東経130度24分05.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

25

(1) 公示番号 有区第25号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分53.4秒 東経130度23分58.7秒の点

(ロ) 北緯33度03分32.5秒 東経130度23分36.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分47.4秒 東経130度23分17.1秒の点

(ニ) 北緯33度04分08.2秒 東経130度23分40.0秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

26

(1) 公示番号 有区第26号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分30.3秒 東経130度23分33.7秒の点

(ロ) 北緯33度03分08.3秒 東経130度23分09.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分22.9秒 東経130度22分50.2秒の点

(ニ) 北緯33度03分45.2秒 東経130度23分14.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

27

(1) 公示番号 有区第27号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度23分08.6秒の点

(ロ) 北緯33度02分43.0秒 東経130度22分42.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分02.7秒 東経130度22分28.1秒の点

(ニ) 北緯33度03分22.0秒 東経130度22分49.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

28

- (1) 公示番号 有区第28号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分20.3秒 東経130度24分30.0秒の点
 (ロ) 北緯33度03分56.0秒 東経130度24分23.9秒の点
 (ハ) 北緯33度03分43.4秒 東経130度24分15.0秒の点
 (ニ) 北緯33度03分53.7秒 東経130度24分01.5秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
 大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

29

- (1) 公示番号 有区第29号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分13.8秒の点
 (ロ) 北緯33度03分17.1秒 東経130度23分56.3秒の点
 (ハ) 北緯33度03分31.5秒 東経130度23分37.3秒の点
 (ニ) 北緯33度03分52.4秒 東経130度24分00.1秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
 大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

30

- (1) 公示番号 有区第30号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分14.9秒 東経130度23分53.7秒の点
 (ロ) 北緯33度02分52.0秒 東経130度23分30.6秒の点
 (ハ) 北緯33度03分07.4秒 東経130度23分10.6秒の点
 (ニ) 北緯33度03分29.5秒 東経130度23分34.8秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
 大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

31

(1) 公示番号 有区第31号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分51.1秒 東経130度23分29.7秒の点
- (ロ) 北緯33度02分29.0秒 東経130度23分07.3秒の点
- (ハ) 北緯33度02分31.0秒 東経130度23分04.9秒の点
- (ニ) 北緯33度02分26.3秒 東経130度22分54.0秒の点
- (ホ) 北緯33度02分42.0秒 東経130度22分42.9秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分06.4秒 東経130度23分09.6秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

32

(1) 公示番号 有区第32号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分50.9秒 東経130度24分28.0秒の点
- (ロ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分32.4秒の点
- (ハ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度24分32.4秒の点
- (ニ) 北緯33度03分18.8秒 東経130度24分26.3秒の点
- (ホ) 北緯33度03分13.5秒 東経130度24分22.6秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分17.8秒 東経130度24分12.4秒の点
- (ト) 北緯33度03分11.0秒 東経130度24分07.5秒の点
- (チ) 北緯33度03分16.1秒 東経130度23分57.4秒の点
- (リ) 北緯33度03分52.9秒 東経130度24分23.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

33

(1) 公示番号 有区第33号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分00.2秒 東経130度24分18.9秒の点
- (ロ) 北緯33度02分28.2秒 東経130度24分04.0秒の点
- (ハ) 北緯33度02分51.3秒 東経130度23分31.7秒の点
- (ニ) 北緯33度03分14.4秒 東経130度23分55.0秒の点
- (ホ) 北緯33度03分07.9秒 東経130度24分04.5秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分09.5秒 東経130度24分06.0秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

34

- (1) 公示番号 有区第34号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分27.2秒 東経130度24分03.3秒の点
- (ロ) 北緯33度02分09.2秒 東経130度23分51.7秒の点
- (ハ) 北緯33度02分15.3秒 東経130度23分42.8秒の点
- (ニ) 北緯33度02分27.9秒 東経130度23分35.2秒の点
- (ホ) 北緯33度02分24.9秒 東経130度23分32.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分12.4秒 東経130度23分39.5秒の点
- (ト) 北緯33度02分09.6秒 東経130度23分36.9秒の点

- (チ) 北緯33度02分28.6秒 東経130度23分08.9秒の点
- (リ) 北緯33度02分50.3秒 東経130度23分30.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

35

- (1) 公示番号 有区第35号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 みやま市高田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分31.9秒 東経130度24分52.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分16.3秒 東経130度24分56.7秒の点
- (ハ) 北緯33度03分53.6秒 東経130度24分32.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分56.5秒 東経130度24分27.7秒の点
- (ホ) 北緯33度04分40.4秒 東経130度24分42.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに
大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

36

- (1) 公示番号 有区第36号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分31.6秒 東経130度25分12.6秒の点
 (ロ) 北緯33度03分26.8秒 東経130度25分07.8秒の点
 (ハ) 北緯33度03分51.9秒 東経130度24分32.2秒の点
 (ニ) 北緯33度04分14.9秒 東経130度24分56.8秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

37

- (1) 公示番号 有区第37号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点

- (ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点
 (ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点
 (ニ) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点
 (ホ) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

38

- (1) 公示番号 有区第38号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点
 (ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点
 (ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点
 (ニ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点
 (ホ) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

39

- (1) 公示番号 有区第39号
(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点

(ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点

(ハ) 北緯33度02分53.7秒 東経130度24分20.9秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
(6) 免許予定日 平成20年9月1日

40

- (1) 公示番号 有区第40号
(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
(6) 免許予定日 平成20年9月1日

41

- (1) 公示番号 有区第41号
(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分18.4秒 東経130度25分17.3秒の点

(ロ) 北緯33度02分51.8秒 東経130度25分14.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分08.7秒 東経130度24分50.6秒の点

(ニ) 北緯33度03分25.4秒 東経130度25分07.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
(6) 免許予定日 平成20年9月1日

42

- (1) 公示番号 有区第42号
(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分50.4秒 東経130度25分13.1秒の点

(ロ) 北緯33度02分29.7秒 東経130度24分58.0秒の点

(ハ) 北緯33度02分49.0秒 東経130度24分30.8秒の点

(ニ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度24分49.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

43

(1) 公示番号 有区第43号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点

(ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点

(ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点

(ニ) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点

(ホ) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点

(ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

44

(1) 公示番号 有区第44号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点

(ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点

(ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点

(ニ) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点

(ホ) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

45

- (1) 公示番号 有区第45号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分41.1秒 東経130度24分21.2秒の点
 (ロ) 北緯33度01分21.3秒 東経130度24分43.6秒の点
 (ハ) 北緯33度00分58.8秒 東経130度24分15.8秒の点
 (ニ) 北緯33度01分04.1秒 東経130度24分10.3秒の点
 (ホ) 北緯33度00分56.2秒 東経130度24分00.7秒の点
 (ヘ) 北緯33度01分11.0秒 東経130度23分43.7秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

46

- (1) 公示番号 有区第46号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度00分59.2秒 東経130度24分21.0秒の点
 (ロ) 北緯33度00分40.6秒 東経130度24分29.0秒の点
 (ハ) 北緯33度00分22.4秒 東経130度23分39.2秒の点
 (ニ) 北緯33度00分27.5秒 東経130度23分36.6秒の点
 (ホ) 北緯33度00分42.2秒 東経130度23分35.0秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

47

- (1) 公示番号 有区第47号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点
 (ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点
 (ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点
 (ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

48

- (1) 公示番号 有区第48号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯32度59分58.9秒 東経130度23分47.0秒の点
 (ロ) 北緯33度00分08.4秒 東経130度24分28.7秒の点
 (ハ) 北緯33度00分05.3秒 東経130度24分29.9秒の点
 (ニ) 北緯32度59分55.8秒 東経130度23分48.0秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

49

- (1) 公示番号 有区第49号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯32度59分58.5秒 東経130度23分59.1秒の点
 (ロ) 北緯33度00分10.2秒 東経130度24分50.1秒の点
 (ハ) 北緯33度00分07.4秒 東経130度24分51.2秒の点
 (ニ) 北緯32度59分52.2秒 東経130度24分03.5秒の点

- (3) 地元地区 大牟田市早米来町、浪花町、三川町、上屋敷町、船津町、南船津町、汐屋町、入船町、高砂町、天領町、樋口町、田端町、諏訪町、三里町、藤田町、健老町、宮原町、歴木、大正町、八本町、八江町、吉野、馬込町及び中白川町

- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

50

- (1) 公示番号 有区第301号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分51.4秒 東経130度22分36.5秒の点
 (ロ) 北緯33度06分48.1秒 東経130度22分43.2秒の点
 (ハ) 北緯33度06分52.3秒 東経130度22分45.9秒の点
 (ニ) 北緯33度06分55.7秒 東経130度22分38.5秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市及び柳川市
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

51

(1) 公示番号 有区第302号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 柳川市大和町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分21.1秒 東経130度23分46.8秒の点

(ロ) 北緯33度05分25.6秒 東経130度23分39.2秒の点

(ハ) 北緯33度05分21.3秒 東経130度23分35.9秒の点

(ニ) 北緯33度05分16.4秒 東経130度23分42.7秒の点

(3) 地元地区 柳川市大和町並びにみやま市瀬高町及び高田町

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

52

(1) 公示番号 有区第303号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれ

た区域

(イ) 北緯33度03分42.8秒 東経130度25分10.9秒の点

(ロ) 北緯33度03分24.2秒 東経130度25分18.1秒の点

(ハ) 北緯33度03分15.4秒 東経130度25分20.6秒の点

(ニ) 北緯33度03分16.7秒 東経130度25分25.3秒の点

(ホ) 北緯33度03分24.8秒 東経130度25分22.9秒の点

(ヘ) 北緯33度03分43.0秒 東経130度25分15.2秒の点

(3) 地元地区 大牟田市

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

福岡県告示第885号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1

(1) 公示番号 筑区第1号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 前原市大字加布里加布里漁港北側

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第54号 加布里漁港西防波堤灯台

- (イ) 基点第54号から真方位274度50分 345メートルの点
- (ロ) 基点第54号から真方位299度30分 418メートルの点
- (ハ) 基点第54号から真方位304度15分 378メートルの点
- (ニ) 基点第54号から真方位319度40分 510メートルの点
- (ホ) 基点第54号から真方位350度35分 434メートルの点
- (ヘ) 基点第54号から真方位350度35分 80メートルの点

- (3) 地元地区 前原市大字加布里、大字岩本及び大字千早新田
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

2

- (1) 公示番号 筑区第2号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市西区姪浜小戸地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第59号 福岡市西区小戸3丁目58の1、小戸ヨットハーバー北防波堤突端に設置した灯標

- (イ) 基点第59号から真方位294度39分 1,392メートルの点
- (ロ) 基点第59号から真方位335度45分 740メートルの点
- (ハ) 基点第59号から真方位298度16分 353メートルの点
- (ニ) 基点第59号から真方位273度33分 1,264メートルの点

- (3) 地元地区 福岡市西区姪浜3丁目及び6丁目並びに愛宕浜4丁目
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

3

- (1) 公示番号 筑区第3号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市西区室見川沖

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第60号 福岡市西区姪浜船溜東防波堤の北西角に設置した標識

- (イ) 基点第60号から真方位12度4分 1,008メートルの点
- (ロ) 基点第60号から真方位65度41分 2,216メートルの点
- (ハ) 基点第60号から真方位76度47分 2,047メートルの点
- (ニ) 基点第60号から真方位19度47分 566メートルの点

- (3) 地元地区 福岡市西区姪浜3丁目及び6丁目並びに愛宕浜4丁目
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

4

- (1) 公示番号 筑区第4号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区大字西戸崎西戸崎鼻地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)及び(ロ)の間の最大高潮線時海岸線から沖合5メートルの線と沖合65メートルの線によって囲まれた区域

基点第12号 福岡市東区大字西戸崎124番地に設定した標識

基点第61号 福岡市東区大字西戸崎し尿処理場跡南側門柱から真方位253度10分 100メートルの点に設定した標識

(イ) 基点第12号から真方位147度の線

(ロ) 基点第61号から真方位171度10分の線

(3) 地元地区 福岡市東区大字志賀島

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

5

(1) 公示番号 筑区第5号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区大字西戸崎藤棚地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第62号 福岡市東区大字西戸崎大岳岬護岸南角に設定した標識

(イ) 基点第62号から真方位93度45分 1,179メートルの点

(ロ) 基点第62号から真方位84度40分 866メートルの点

(ハ) 基点第62号から真方位88度45分 829メートルの点

(ニ) 基点第62号から真方位97度5分 1,152メートルの点

(ホ) 基点第62号から真方位98度40分 1,453メートルの点

(ヘ) 基点第62号から真方位96度 1,463メートルの点

(3) 地元地区 福岡市東区大字志賀島

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

6

(1) 公示番号 筑区第6号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区大字西戸崎大岳地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第62号 福岡市東区大字西戸崎大岳岬護岸南角に設定した標識

(イ) 基点第62号から真方位69度30分 598メートルの点

(ロ) 基点第62号から真方位74度15分 585メートルの点

(ハ) 基点第62号から真方位70度40分 480メートルの点

(ニ) 基点第62号から真方位65度10分 497メートルの点

(3) 地元地区 福岡市東区大字志賀島

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

7

(1) 公示番号 筑区第101号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字鹿家地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第1号 福岡・佐賀県界に設置した標石(包石)

基点第47号 鹿家漁港串崎防波堤記念碑

(イ) 基点第47号から真方位234度33分 1,506メートルの点

(ロ) 基点第47号から真方位277度51分 1,042メートルの点

(ハ) 基点第47号から真方位278度53分 545メートルの点

(ニ) 基点第47号から真方位170度22分 540メートルの点

(ホ) 基点第1号から真方位352度 490メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡二丈町大字鹿家、大字吉井及び大字福井

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

8

(1) 公示番号 筑区第102号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字吉井地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第48号 糸島郡二丈町大字福井国土地理院三等三角点

(イ) 基点第48号から真方位310度40分 486メートルの点

(ロ) 基点第48号から真方位255度50分 320メートルの点

(ハ) 基点第48号から真方位258度10分 520メートルの点

(ニ) 基点第48号から真方位296度55分 636メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡二丈町大字鹿家、大字吉井及び大字福井

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

9

(1) 公示番号 筑区第103号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字片山大崎内側

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第49号を順次に結んだ直線並びに(イ)及び基点第49号の間の最大高潮時海岸線から沖合10メートルの線によって囲まれた区域

基点第49号 深江漁港西防波堤の付根に設定した標識

基点第50号 深江漁港西側大崎防波堤の付根に設定した標識

(イ) 基点第50号から真方位93度35分 192メートルの点

(ロ) 基点第50号から真方位135度55分 276メートルの点

(ハ) 基点第49号から真方位177度 158メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡二丈町大字深江及び大字片山

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

10

(1) 公示番号 筑区第104号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字片山大崎南側

ウ 漁場の区域

次の基点第51号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び基点第51号を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第51号 深江漁港西側大崎防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第51号から真方位282度20分 193.5メートルの点

(ロ) 基点第51号から真方位303度 375.5メートルの点

(ハ) 基点第51号から真方位322度 338メートルの点

(ニ) 基点第51号から真方位320度 184メートルの点

(ホ) 基点第51号から真方位3度50分 115.5メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡二丈町大字深江及び大字片山

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

11

(1) 公示番号 筑区第105号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字片山大崎北側

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第52号 糸島郡二丈町大字片山元瀬に設定した標識

(イ) 基点第52号から真方位254度50分 30メートルの点

(ロ) 基点第52号から真方位254度50分 390メートルの点

(ハ) 基点第52号から真方位238度30分 400メートルの点

(ニ) 基点第52号から真方位180度 120メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡二丈町大字深江及び大字片山

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

12

(1) 公示番号 筑区第106号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区大字西戸崎大岳地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第62号 福岡市東区大字西戸崎大岳岬護岸南角に設定した標識

(イ) 基点第62号から真方位247度55分 218メートルの点

(ロ) 基点第62号から真方位221度40分 427メートルの点

(ハ) 基点第62号から真方位254度10分 686メートルの点

(ニ) 基点第62号から真方位274度35分 582メートルの点

- (3) 地元地区 福岡市東区大字志賀島
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

13

- (1) 公示番号 筑区第107号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

- イ 漁場の位置 福岡市東区大字西戸崎大岳地先
 ウ 漁場の区域
 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 基点第62号 福岡市東区大字西戸崎大岳岬護岸南角に設定した標識
 (イ) 基点第62号から真方位311度40分 652メートルの点
 (ロ) 基点第62号から真方位316度50分 533メートルの点
 (ハ) 基点第62号から真方位302度 486メートルの点
 (ニ) 基点第62号から真方位299度25分 614メートルの点

- (3) 地元地区 福岡市東区大字志賀島
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

14

- (1) 公示番号 筑区第108号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

- イ 漁場の位置 福岡市東区大字志賀島道切地先
 ウ 漁場の区域
 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 基点第63号 福岡市東区大字志賀島志賀島漁港西1号防波堤灯台
 (イ) 基点第63号から真方位98度40分 1,097メートルの点
 (ロ) 基点第63号から真方位121度10分 1,384メートルの点
 (ハ) 基点第63号から真方位140度30分 650メートルの点
 (ニ) 基点第63号から真方位106度25分 204メートルの点

- (3) 地元地区 福岡市東区大字志賀島
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

15

- (1) 公示番号 筑区第109号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

- イ 漁場の位置 福岡市東区大字志賀島叶の浜地先
 ウ 漁場の区域
 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって
 囲まれた区域
 基点第63号 福岡市東区大字志賀島志賀島漁港西1号防波堤灯台
 基点第64号 福岡市東区大字志賀島蒙古軍供養塔から真方位220度48分 70メ
 ートルの点に設定した標識

- (イ) 基点第63号から真方位202度50分 219メートルの点
- (ロ) 基点第63号から真方位192度 359メートルの点
- (ハ) 基点第63号から真方位244度50分 951メートルの点
- (ニ) 基点第64号から真方位163度35分 749メートルの点
- (ホ) 基点第64号から真方位174度40分 599メートルの点
- (ヘ) 基点第64号から真方位163度5分 499メートルの点
- (ト) 基点第64号から真方位154度25分 641メートルの点
- (チ) 基点第63号から真方位253度10分 886メートルの点

- (3) 地元地区 福岡市東区大字志賀島
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

16

- (1) 公示番号 筑区第110号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区大字弘地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 基点第64号 福岡市東区大字志賀島蒙古軍供養塔から真方位220度48分 70メートルの点に設定した標識

- (イ) 基点第64号から真方位155度30分 375メートルの点
- (ロ) 基点第64号から真方位183度5分 553メートルの点
- (ハ) 基点第64号から真方位232度 505メートルの点
- (ニ) 基点第64号から真方位283度5分 722メートルの点

- (ホ) 基点第64号から真方位303度 552メートルの点
- (ヘ) 基点第64号から真方位232度 220メートルの点

- (3) 地元地区 福岡市東区大字勝馬及び大字弘
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

17

- (1) 公示番号 筑区第111号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区大字勝馬字赤石地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 基点第44号 福岡市東区大字弘弘漁港北防波堤に設置した標識

- (イ) 基点第44号から真方位181度30分 190メートルの点
- (ロ) 基点第44号から真方位223度45分 390メートルの点
- (ハ) 基点第44号から真方位321度5分 1,202メートルの点
- (ニ) 基点第44号から真方位338度5分 1,130メートルの点

- (3) 地元地区 福岡市東区大字勝馬及び大字弘
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

18

- (1) 公示番号 筑区第112号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区大字志賀島東側

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第46号 福岡市東区大字志賀島志賀島漁港北防波堤灯台

(イ) 基点第46号から真方位69度12分 2,650メートルの点

(ロ) 基点第46号から真方位40度48分 1,210メートルの点

(ハ) 基点第46号から真方位25度 1,915メートルの点

(ニ) 基点第46号から真方位55度 3,050メートルの点

(3) 地元地区 福岡市東区大字志賀島

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

19

(1) 公示番号 筑区第113号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 福津市津屋崎新川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第66号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び基点第66号を順次に結んだ直線によって

囲まれた区域

基点第66号 津屋崎漁港東防波堤灯台

(イ) 基点第66号から真方位111度10分 764メートルの点

(ロ) 基点第66号から真方位89度30分 824メートルの点

(ハ) 基点第66号から津屋崎漁港東防波堤沿いに北東へ348メートルの点

(ニ) 基点第66号から津屋崎漁港東防波堤沿いに北東へ204メートルの点

(3) 地元地区 福津市津屋崎及び渡

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

20

(1) 公示番号 筑区第114号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 宗像市大島大島避難港南側

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第67号 宗像市大島大島避難港南側突堤付根に設定した標識

(イ) 基点第67号から真方位174度50分 813メートルの点

(ロ) 基点第67号から真方位182度 746メートルの点

(ハ) 基点第67号から真方位172度25分 582メートルの点

(ニ) 基点第67号から真方位164度 664メートルの点

(3) 地元地区 宗像市大島

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

21

- (1) 公示番号 筑区第115号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉北区大字馬島天使地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第69号 北九州市小倉北区大字馬島天使293番地に設置した標柱

- (イ) 基点第69号から真方位142度 378メートルの点
 (ロ) 基点第69号から真方位148度50分 384メートルの点
 (ハ) 基点第69号から真方位167度 151メートルの点
 (ニ) 基点第69号から真方位150度30分 135メートルの点

- (3) 地元地区 北九州市小倉北区大字馬島
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

22

- (1) 公示番号 筑区第116号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉北区大字馬島字金崎1番地地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第70号 北九州市小倉北区大字馬島字金崎1番地地先の石柱

- (イ) 基点第70号から真方位355度30分 134メートルの点
 (ロ) 基点第70号から真方位18度30分 232メートルの点
 (ハ) 基点第70号から真方位49度20分 210メートルの点
 (ニ) 基点第70号から真方位55度 100メートルの点

- (3) 地元地区 北九州市小倉北区大字馬島
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

23

- (1) 公示番号 筑区第117号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大里地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第71号 北九州市門司区松原二丁目大瀬戸導灯第2号(前灯)

- (イ) 基点第71号から真方位0度 29メートルの点
 (ロ) 基点第71号から真方位333度 77メートルの点
 (ハ) 基点第71号から真方位240度 339メートルの点
 (ニ) 基点第71号から真方位231度42秒 333メートルの点

- (3) 地元地区 北九州市門司区大里、松原、西新町、城山町及び大里中二十町
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

24

- (1) 公示番号 筑区第201号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字吉井地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第48号 糸島郡二丈町大字吉井福井国土地理院三等三角点

- (イ) 基点第48号から真方位309度 842メートルの点
 (ロ) 基点第48号から真方位292度15分 660メートルの点
 (ハ) 基点第48号から真方位279度 1,090メートルの点
 (ニ) 基点第48号から真方位293度 1,167メートルの点

- (3) 地元地区 糸島郡二丈町大字鹿家、大字吉井及び大字福井
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

25

- (1) 公示番号 筑区第202号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字船越地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第55号 糸島郡志摩町大字船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第55号から真方位280度56分 185メートルの点
 (ロ) 基点第55号から真方位229度34分 899メートルの点
 (ハ) 基点第55号から真方位205度9分 875メートルの点
 (ニ) 基点第55号から真方位129度7分 148メートルの点

- (3) 地元地区 糸島郡志摩町大字船越、大字久家、大字小富士及び松原
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

26

- (1) 公示番号 筑区第203号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字岐志地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第56号 糸島郡志摩町大字岐志岐志漁港西防波堤灯台

- (イ) 基点第56号から真方位225度 323メートルの点
 (ロ) 基点第56号から真方位229度34分 746メートルの点
 (ハ) 基点第56号から真方位241度46分 753メートルの点
 (ニ) 基点第56号から真方位252度50分 340メートルの点

- (3) 地元地区 糸島郡志摩町大字岐志及び大字新町
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

27

- (1) 公示番号 筑区第204号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宗像市大島大島避難港南側

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第67号 宗像市大島大島避難港南側突堤付根に設定した標識

- (イ) 基点第67号から真方位161度35分 628メートルの点
 (ロ) 基点第67号から真方位172度25分 582メートルの点
 (ハ) 基点第67号から真方位164度55分 409メートルの点
 (ニ) 基点第67号から真方位151度15分 473メートルの点

- (3) 地元地区 宗像市大島
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

28

- (1) 公示番号 筑区第205号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宗像市鐘崎地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第68号 宗像市大字鐘崎鐘崎港西防波堤灯台

- (イ) 基点第68号から真方位218度 1,380メートルの点

- (ロ) 基点第68号から真方位220度 1,820メートルの点
 (ハ) 基点第68号から真方位213度 1,890メートルの点
 (ニ) 基点第68号から真方位207度 1,400メートルの点

- (3) 地元地区 宗像市大字鐘崎、大字上八、大字田野及び大字池田
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

29

- (1) 公示番号 筑区第301号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式あわび養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宗像市大島大島避難港南側

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第67号 宗像市大島大島避難港南側突堤付根に設定した標識

- (イ) 基点第67号から真方位149度55分 482メートルの点
 (ロ) 基点第67号から真方位166度50分 400メートルの点
 (ハ) 基点第67号から真方位154度30分 270メートルの点
 (ニ) 基点第67号から真方位135度10分 377メートルの点

- (3) 地元地区 宗像市大島
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

30

- (1) 公示番号 筑区第401号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字吉井地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第48号 糸島郡二丈町大字福井国土地理院三等三角点

(イ) 基点第48号から真方位292度15分 660メートルの点

(ロ) 基点第48号から真方位266度30分 572メートルの点

(ハ) 基点第48号から真方位264度30分 943メートルの点

(ニ) 基点第48号から真方位273度10分 1,074メートルの点

(ホ) 基点第48号から真方位279度 1,090メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡二丈町大字鹿家、大字吉井及び大字福井

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

31

(1) 公示番号 筑区第402号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字松末地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第53号 糸島郡二丈町大字浜窪箱島神社

(イ) 基点第53号から真方位255度43分 949メートルの点

(ロ) 基点第53号から真方位229度9分 827メートルの点

(ハ) 基点第53号から真方位227度46分 1,329メートルの点

(ニ) 基点第53号から真方位245度21分 1,412メートルの点

(3) 地元地区 前原市大字加布里、大字岩本及び大字千早新田

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

32

(1) 公示番号 筑区第403号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字久家立石崎地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第55号 糸島郡志摩町大字船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第55号から真方位115度38分 1,141メートルの点

(ロ) 基点第55号から真方位119度2分 1,121メートルの点

(ハ) 基点第55号から真方位120度9分 1,199メートルの点

(ニ) 基点第55号から真方位116度19分 1,216メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡志摩町大字船越、大字久家、大字小富士及び松原

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

33

(1) 公示番号 筑区第404号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字岐志地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第56号 糸島郡志摩町大字岐志岐志漁港西防波堤灯台

(イ) 基点第56号から真方位142度 252メートルの点

(ロ) 基点第56号から真方位142度 462メートルの点

(ハ) 基点第56号から真方位176度50分 560メートルの点

(ニ) 基点第56号から真方位193度50分 408メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡志摩町大字岐志及び大字新町

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

34

(1) 公示番号 筑区第405号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡二丈町大字片山大崎内側

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線並びに基点第50号及び(ニ)の間の

最大高潮時海岸線から沖合10メートルの線によって囲まれた区域

基点第50号 深江漁港西側大崎防波堤の付根に設定した標識

(イ) 基点第50号から真方位49度30分 79メートルの点

(ロ) 基点第50号から真方位163度30分 202メートルの点

(ハ) 基点第50号から真方位135度55分 276メートルの点

(ニ) 基点第50号から真方位93度35分 192メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡二丈町大字深江及び大字片山

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

35

(1) 公示番号 筑区第406号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字野北漁港内

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及び防波堤によって囲まれた区域

基点第57号 野北港西防波堤灯台

(イ) 基点第57号から真方位297度50分 391メートルの点

(ロ) 基点第57号から真方位285度53分 253メートルの点

(ハ) 基点第57号から真方位273度40分 292メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡志摩町大字野北

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

36

(1) 公示番号 筑区第407号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字久家地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第55号 糸島郡志摩町大字船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第55号から真方位74度6分 273メートルの点

(ロ) 基点第55号から真方位85度55分 248メートルの点

(ハ) 基点第55号から真方位98度23分 462メートルの点

(ニ) 基点第55号から真方位84度37分 477メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡志摩町大字船越、大字久家、大字小富士及び松原

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

37

(1) 公示番号 筑区第408号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字岐志地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第56号 糸島郡志摩町大字岐志岐志漁港西防波堤灯台

(イ) 基点第56号から真方位229度34分 746メートルの点

(ロ) 基点第56号から真方位230度50分 1,172メートルの点

(ハ) 基点第56号から真方位238度35分 1,175メートルの点

(ニ) 基点第56号から真方位241度46分 753メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡志摩町大字岐志及び大字新町

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

38

(1) 公示番号 筑区第501号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市西区大字宮之浦地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第58号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台

(イ) 基点第58号から真方位76度50分 45メートルの点

(ロ) 基点第58号から真方位84度8分 352メートルの点

(ハ) 基点第58号から真方位49度2分 745メートルの点

(ニ) 基点第58号から真方位41度6分 733メートルの点

(ホ) 基点第58号から真方位59度38分 313メートルの点

(3) 地元地区 福岡市西区大字宮之浦

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

39

(1) 公示番号 筑区第502号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市西区大字宮之浦地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第58号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台

(イ) 基点第58号から真方位233度11分 165メートルの点

(ロ) 基点第58号から真方位223度57分 585メートルの点

(ハ) 基点第58号から真方位177度56分 941メートルの点

(ニ) 基点第58号から真方位164度6分 2,042メートルの点

(ホ) 基点第58号から真方位124度4分 2,134メートルの点

(ヘ) 基点第58号から真方位105度 1,851メートルの点

(ト) 基点第58号から真方位69度28分 850メートルの点

(チ) 基点第58号から真方位95度22分 639メートルの点

(3) 地元地区 福岡市西区大字宮之浦

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

40

(1) 公示番号 筑区第601号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第65号 糟屋郡新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

(イ) 基点第65号から真方位121度33分 61メートルの点

(ロ) 基点第65号から真方位92度42分 80メートルの点

(ハ) 基点第65号から真方位108度9分 144メートルの点

(ニ) 基点第65号から真方位123度46分 132メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

41

(1) 公示番号 筑区第701号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ふともずく養殖業	12月1日から翌年6月15日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字芥屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第72号 糸島郡志摩町大字芥屋地先 筑前ノ一瀬灯標

(イ) 基点第72号から真方位35度13分 1,052メートルの点

(ロ) 基点第72号から真方位35度33分 992メートルの点

(ハ) 基点第72号から真方位44度3分 1,010メートルの点

(ニ) 基点第72号から真方位45度18分 1,062メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡志摩町大字芥屋

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

42

(1) 公示番号 筑区第801号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第65号 糟屋郡新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

(イ) 基点第65号から真方位92度42分 80メートルの点

(ロ) 基点第65号から真方位56度23分 312メートルの点

(ハ) 基点第65号から真方位67度28分 344メートルの点

(ニ) 基点第65号から真方位108度9分 144メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

43

(1) 公示番号 筑区第802号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第65号 糟屋郡新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

(イ) 基点第65号から真方位344度44分 111メートルの点

(ロ) 基点第65号から真方位352度38分 157メートルの点

(ハ) 基点第65号から真方位3度31分 151メートルの点

(ニ) 基点第65号から真方位0度2分 102メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

44

(1) 公示番号 筑区第803号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第65号 糟屋郡新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

(イ) 基点第65号から真方位12度 385メートルの点

(ロ) 基点第65号から真方位16度9分 421メートルの点

(ハ) 基点第65号から真方位19度38分 403メートルの点

(ニ) 基点第65号から真方位15度38分 366メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

45

(1) 公示番号 筑区第804号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第65号 糟屋郡新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

(イ) 基点第65号から真方位26度8分 339メートルの点

(ロ) 基点第65号から真方位35度48分 434メートルの点

(ハ) 基点第65号から真方位47度32分 404メートルの点

(ニ) 基点第65号から真方位40度38分 296メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

46

(1) 公示番号 筑区第805号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第65号 糟屋郡新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

(イ) 基点第65号から真方位27度43分 427メートルの点

(ロ) 基点第65号から真方位30度34分 461メートルの点

(ハ) 基点第65号から真方位33度48分 446メートルの点

(ニ) 基点第65号から真方位31度8分 411メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

47

(1) 公示番号 筑区第901号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ヘ)の間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第65号 糟屋郡新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

(イ) 基点第65号から真方位48度49分 646メートルの点

(ロ) 基点第65号から真方位47度26分 569メートルの点

(ハ) 基点第65号から真方位55度53分 506メートルの点

(ニ) 基点第65号から真方位90度40分 577メートルの点

(ホ) 基点第65号から真方位101度03分 1,265メートルの点

(ヘ) 基点第65号から真方位82度41分 1,254メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から平成20年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

福岡県告示第886号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1

- (1) 公示番号 豊区第1号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 基点第8号 北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識

- (イ) 基点第8号から真方位38度39分 334メートルの点
 (ロ) 基点第8号から真方位67度00分 260メートルの点
 (ハ) 基点第8号から真方位53度49分 122メートルの点
 (ニ) 基点第8号から真方位16度18分 241メートルの点

- (3) 地元地区 京都郡苅田町
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

2

- (1) 公示番号 豊区第2号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 基点第11号 行橋市蓑島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第11号から真方位15度45分 1,355メートルの点
 (ロ) 基点第11号から真方位57度20分 1,020メートルの点
 (ハ) 基点第11号から真方位308度40分 130メートルの点
 (ニ) 基点第11号から真方位352度15分 890メートルの点

- (3) 地元地区 行橋市大字蓑島
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

3

- (1) 公示番号 豊区第3号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第12号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識

- (イ) 基点第12号から真方位6度30分 610メートルの点
 (ロ) 基点第12号から真方位90度30分 390メートルの点
 (ハ) 基点第12号から真方位116度00分 200メートルの点
 (ニ) 基点第12号から真方位338度30分 225メートルの点

(※) 基点第12号から真方位341度15分 540メートルの点

- (3) 地元地区 行橋市大字菘島
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

4

- (1) 公示番号 豊区第4号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字菘島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第13号 行橋市菘島漁港(天神) 東部防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第13号から真方位35度30分 770メートルの点
 (ロ) 基点第13号から真方位95度20分 730メートルの点
 (ハ) 基点第13号から真方位163度10分 340メートルの点
 (ニ) 基点第13号から真方位4度00分 430メートルの点
 (3) 地元地区 行橋市大字菘島
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

5

- (1) 公示番号 豊区第5号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字八屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第20号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識

- (イ) 基点第20号から真方位0度00分 280メートルの点
 (ロ) 基点第20号から真方位0度00分 50メートルの点
 (ハ) 基点第20号から真方位273度45分 550メートルの点
 (ニ) 基点第20号から真方位238度45分 650メートルの点
 (ホ) 基点第20号から真方位254度15分 980メートルの点
 (ヘ) 基点第20号から真方位286度30分 940メートルの点

- (3) 地元地区 豊前市大字八屋
 (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
 (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
 (7) 免許予定日 平成20年9月1日

6

- (1) 公示番号 豊区第6号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字八屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲

まれた区域

基点第20号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識

- (イ) 基点第20号から真方位7度02分 184メートルの点
- (ロ) 基点第20号から真方位33度15分 225メートルの点
- (ハ) 基点第20号から真方位121度10分 300メートルの点
- (ニ) 基点第20号から真方位145度00分 455メートルの点
- (ホ) 基点第20号から真方位173度15分 375メートルの点
- (ヘ) 基点第20号から真方位155度30分 120メートルの点
- (ト) 基点第20号から真方位171度45分 110メートルの点

- (3) 地元地区 豊前市大字八屋
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

7

- (1) 公示番号 豊区第7号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 築上郡吉富町大字小祝地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第18号 豊前市大字三毛門小境川導流堤突端に設定した標識

基点第19号 築上郡吉富町吉富漁港護岸北東角に設定した標識

- (イ) 基点第18号から真方位352度00分 990メートルの点
- (ロ) 基点第19号から真方位11度09分 1,510メートルの点
- (ハ) 基点第19号から真方位30度04分 314メートルの点

(ニ) 基点第18号から真方位341度00分 240メートルの点

- (3) 地元地区 築上郡吉富町
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

8

- (1) 公示番号 豊区第101号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字大積地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第1号 北九州市門司区白野江港防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第1号から真方位107度30分 1,400メートルの点
- (ロ) 基点第1号から真方位144度45分 1,993メートルの点
- (ハ) 基点第1号から真方位163度31分 1,484メートルの点
- (ニ) 基点第1号から真方位107度30分 780メートルの点

- (3) 地元地区 北九州市門司区大字柄杓田
- (4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
- (7) 免許予定日 平成20年9月1日

9

- (1) 公示番号 豊区第102号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字菘島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第12号 行橋市大字菘島北東端岩礁に設定した標識

(イ) 基点第12号から真方位21度00分 2,085メートルの点

(ロ) 基点第12号から真方位85度10分 1,610メートルの点

(ハ) 基点第12号から真方位98度30分 1,035メートルの点

(ニ) 基点第12号から真方位7度15分 1,660メートルの点

(3) 地元地区 行橋市大字菘島

(4) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(6) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(7) 免許予定日 平成20年9月1日

10

(1) 公示番号 豊区第201号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字大積地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第2号 北九州市門司区大字大積海岸護岸角に設定した標識

(イ) 基点第2号から真方位117度00分 495メートルの点

(ロ) 基点第2号から真方位125度45分 555メートルの点

(ハ) 基点第2号から真方位131度15分 390メートルの点

(ニ) 基点第2号から真方位119度30分 320メートルの点

(3) 地元地区 北九州市門司区大字柄杓田

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

11

(1) 公示番号 豊区第202号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字喜多久地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
基点第3号 北九州市門司区大字喜多久字江の崎小島南端に設定した標識

(イ) 基点第3号から真方位75度00分 1,880メートルの点

(ロ) 基点第3号から真方位123度20分 1,940メートルの点

(ハ) 基点第3号から真方位145度55分 1,300メートルの点

(ニ) 基点第3号から真方位60度15分 1,340メートルの点

(3) 地元地区 北九州市門司区大字柄杓田

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

12

(1) 公示番号 豊区第203号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字伊川地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第4号 北九州市門司区大字柄杓田柄杓田漁港防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第4号から真方位98度30分 2,120メートルの点

(ロ) 基点第4号から真方位139度30分 2,170メートルの点

(ハ) 基点第4号から真方位157度00分 1,450メートルの点

(ニ) 基点第4号から真方位136度00分 1,010メートルの点

(ホ) 基点第4号から真方位111度00分 1,190メートルの点

(3) 地元地区 北九州市門司区大字柄杓田

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

13

(1) 公示番号 豊区第204号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字浦中地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第5号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識

(イ) 基点第5号から真方位302度30分 317メートルの点

(ロ) 基点第5号から真方位310度00分 291メートルの点

(ハ) 基点第5号から真方位305度00分 250メートルの点

(ニ) 基点第5号から真方位297度00分 279メートルの点

(3) 地元地区 北九州市門司区大字恒見

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

14

(1) 公示番号 豊区第205号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字恒見地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第9号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

(イ) 基点第9号から真方位8度36分 2,871メートルの点

(ロ) 基点第9号から真方位19度43分 1,818メートルの点

(ハ) 基点第9号から真方位357度17分 1,680メートルの点

(ニ) 基点第9号から真方位351度31分 1,731メートルの点

(ホ) 基点第9号から真方位317度53分 2,235メートルの点

(ヘ) 基点第9号から真方位329度38分 3,215メートルの点

(3) 地元地区 北九州市門司区大字恒見

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

15

- (1) 公示番号 豊区第206号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字吉田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第6号 北九州市小倉南区井ノ浦港防波堤起点に設定した標識

- (イ) 基点第6号から真方位11度30分 242メートルの点
 (ロ) 基点第6号から真方位14度30分 242メートルの点
 (ハ) 基点第6号から真方位5度30分 200メートルの点
 (ニ) 基点第6号から真方位10度00分 150メートルの点
 (ホ) 基点第6号から真方位4度00分 153メートルの点
 (ヘ) 基点第6号から真方位2度30分 203メートルの点

- (3) 地元地区 北九州市小倉南区大字吉田
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

16

- (1) 公示番号 豊区第207号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字吉田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第9号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第9号から真方位19度43分 1,818メートルの点
 (ロ) 基点第9号から真方位24度42分 1,586メートルの点
 (ハ) 基点第9号から真方位311度13分 2,053メートルの点
 (ニ) 基点第9号から真方位316度41分 2,273メートルの点
 (ホ) 基点第9号から真方位351度31分 1,731メートルの点
 (ヘ) 基点第9号から真方位357度17分 1,680メートルの点

- (3) 地元地区 北九州市小倉南区大字吉田
 (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
 (6) 免許予定日 平成20年9月1日

17

- (1) 公示番号 豊区第208号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字曾根新田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第9号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第9号から真方位37度40分 1,871メートルの点
 (ロ) 基点第9号から真方位46度48分 1,646メートルの点
 (ハ) 基点第9号から真方位49度34分 1,772メートルの点
 (ニ) 基点第9号から真方位60度34分 1,625メートルの点

(※) 基点第9号から真方位57度29分 1,129メートルの点

(ハ) 基点第9号から真方位28度43分 1,652メートルの点

(3) 地元地区 北九州市小倉南区大字曾根新田

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

18

(1) 公示番号 豊区第209号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字曾根新田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第9号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

(イ) 基点第9号から真方位24度42分 1,586メートルの点

(ロ) 基点第9号から真方位56度45分 974メートルの点

(ハ) 基点第9号から真方位37度43分 339メートルの点

(ニ) 基点第9号から真方位355度17分 205メートルの点

(ホ) 基点第9号から真方位281度50分 722メートルの点

(ヘ) 基点第9号から真方位273度47分 1,824メートルの点

(ト) 基点第9号から真方位303度24分 2,408メートルの点

(3) 地元地区 北九州市小倉南区大字曾根新田

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

19

(1) 公示番号 豊区第210号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字曾根新田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
基点第7号 北九州市小倉南区旧曾根干拓貫川河口防波堤基点に設定した標識

(イ) 基点第7号から真方位64度47分 1,319メートルの点

(ロ) 基点第7号から真方位68度11分 1,318メートルの点

(ハ) 基点第7号から真方位68度14分 1,464メートルの点

(ニ) 基点第7号から真方位65度15分 1,464メートルの点

(3) 地元地区 北九州市小倉南区大字曾根新田

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

20

(1) 公示番号 豊区第211号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区

域

基点第9号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第9号から真方位78度46分 1,517メートルの点
- (ロ) 基点第9号から真方位110度33分 1,763メートルの点
- (ハ) 基点第9号から真方位124度54分 1,401メートルの点
- (ニ) 基点第9号から真方位80度13分 1,027メートルの点
- (ホ) 基点第9号から真方位76度45分 1,321メートルの点

- (3) 地元地区 京都郡苅田町
- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

21

- (1) 公示番号 豊区第212号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第9号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第9号から真方位82度38分 876メートルの点
- (ロ) 基点第9号から真方位129度21分 1,320メートルの点
- (ハ) 基点第9号から真方位143度06分 1,174メートルの点
- (ニ) 基点第9号から真方位105度31分 382メートルの点

- (3) 地元地区 京都郡苅田町
- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

22

- (1) 公示番号 豊区第213号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第9号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第9号から真方位321度06分 248メートルの点
- (ロ) 基点第9号から真方位315度27分 211メートルの点
- (ハ) 基点第9号から真方位266度40分 595メートルの点
- (ニ) 基点第9号から真方位257度32分 1,017メートルの点
- (ホ) 基点第9号から真方位258度11分 1,411メートルの点
- (ハ) 基点第9号から真方位275度03分 1,454メートルの点
- (ト) 基点第9号から真方位283度23分 653メートルの点

- (3) 地元地区 京都郡苅田町
- (4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで
- (6) 免許予定日 平成20年9月1日

23

- (1) 公示番号 豊区第214号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
---------	-------	----------------

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第10号 京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識

(イ) 基点第10号から真方位16度51分51秒 1,153メートルの点

(ロ) 基点第10号から真方位28度39分7秒 698メートルの点

(ハ) 基点第10号から真方位8度18分44秒 1,016メートルの点

(ニ) 基点第10号から真方位11度21分5秒 1,125メートルの点

(3) 地元地区 京都郡苅田町

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

24

(1) 公示番号 豊区第215号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第10号 京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識

(イ) 基点第10号から真方位48度45分 2,445メートルの点

(ロ) 基点第10号から真方位101度30分 2,880メートルの点

(ハ) 基点第10号から真方位121度00分 2,000メートルの点

(ニ) 基点第10号から真方位34度15分 1,370メートルの点

(3) 地元地区 京都郡苅田町

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

25

(1) 公示番号 豊区第216号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第11号 行橋市蓑島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第11号から真方位309度00分 211メートルの点

(ロ) 基点第11号から真方位325度00分 215メートルの点

(ハ) 基点第11号から真方位328度00分 176メートルの点

(ニ) 基点第11号から真方位308度00分 171メートルの点

(3) 地元地区 行橋市大字蓑島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

26

(1) 公示番号 豊区第217号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第12号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識

(イ) 基点第12号から真方位46度11分 4,123メートルの点

(ロ) 基点第12号から真方位80度03分 3,944メートルの点

(ハ) 基点第12号から真方位91度00分 2,310メートルの点

(ニ) 基点第12号から真方位87度06分 2,245メートルの点

(ホ) 基点第12号から真方位36度25分 2,904メートルの点

(3) 地元地区 行橋市大字蓑島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

27

(1) 公示番号 豊区第218号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字稲童地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第14号 築上郡築上町大字西八田西八田漁港南側防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第14号から真方位11度15分 3,668メートルの点

(ロ) 基点第14号から真方位20度57分 4,368メートルの点

(ハ) 基点第14号から真方位41度54分 3,536メートルの点

(ニ) 基点第14号から真方位35度18分 2,633メートルの点

(3) 地元地区 行橋市大字稲童

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

28

(1) 公示番号 豊区第219号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 築上郡築上町大字有安地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第15号 築上郡椎田町農林水産省椎田干拓堤防北側階段下に設定した標識

(イ) 基点第15号から真方位49度00分 3,250メートルの点

(ロ) 基点第15号から真方位63度00分 3,350メートルの点

(ハ) 基点第15号から真方位66度15分 2,900メートルの点

(ニ) 基点第15号から真方位48度00分 2,780メートルの点

(3) 地元地区 築上郡築上町

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

29

(1) 公示番号 豊区第220号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字宇島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第17号 豊前市宇島漁港口東防波堤東端に設定した標識

(イ) 基点第17号から真方位336度30分 2,010メートルの点

(ロ) 基点第17号から真方位39度00分 2,690メートルの点

(ハ) 基点第17号から真方位55度00分 2,120メートルの点

(ニ) 基点第17号から真方位324度45分 1,320メートルの点

(3) 地元地区 豊前市大字宇島

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

30

(1) 公示番号 豊区第221号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 築上郡吉富町大字小祝地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第18号 豊前市大字三毛門小境川導流堤突端に設定した標識

基点第19号 築上郡吉富町吉富漁港護岸北東角に設定した標識

(イ) 基点第18号から真方位358度30分 4,040メートルの点

(ロ) 基点第19号から真方位7度00分 3,520メートルの点

(ハ) 基点第19号から真方位7度00分 2,130メートルの点

(ニ) 基点第18号から真方位358度30分 1,922メートルの点

(3) 地元地区 築上郡吉富町

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

31

(1) 公示番号 豊区第301号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字八屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第16号 豊前市松江漁港防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第16号から真方位31度01分 2,450メートルの点

(ロ) 基点第16号から真方位54度45分 2,870メートルの点

(ハ) 基点第16号から真方位73度30分 2,310メートルの点

(ニ) 基点第16号から真方位70度30分 1,910メートルの点

(ホ) 基点第16号から真方位67度30分 1,623メートルの点

(ヘ) 基点第16号から真方位54度07分 1,150メートルの点

(ト) 基点第16号から真方位39度40分 1,520メートルの点

(3) 地元地区 豊前市大字八屋

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

32

(1) 公示番号 豊区第302号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字八屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第16号 豊前市松江漁港防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第16号から真方位25度00分 4,020メートルの点

(ロ) 基点第16号から真方位35度45分 4,200メートルの点

(ハ) 基点第16号から真方位36度30分 3,850メートルの点

(ニ) 基点第16号から真方位25度15分 3,700メートルの点

(3) 地元地区 豊前市大字八屋

(4) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

(5) 申請期間 平成20年6月23日から同年7月23日まで

(6) 免許予定日 平成20年9月1日

福岡県告示第887号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第492号	山口 深	八女郡星野村 7933	種穂 苗木	山口 深	八女郡星野村 7933

福岡県告示第888号

福岡都市計画事業上大利北土地区画整理事業の施行者である大野城市上大利北土地区

画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成20年5月7日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第889号

平成20年度定期自動車税収納業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託する税目

平成20年度定期自動車税

2 委託の相手方の名称、住所及び委託内容

名称	住所	委託内容
株式会社セントラルファイナンス	名古屋市中区錦3丁目20番27号	自動車税収納事務に付随する情報通信役務の提供
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税の収納事務
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	同上
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	同上
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都港区六本木1丁目8番7号	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	同上

3 委託した日

平成20年4月21日

4 収納取扱期間

平成20年4月21日から平成21年3月31日まで

福岡県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年5月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
大牟田	倉永池線 三	大牟田市大字吉野1045番2先から 同市大字吉野1227番1先まで

福岡県告示第891号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字湊字天川原131 - 3、131 - 6、132 - 2、132 - 6、132 - 7、132 - 12、132 - 13、132 - 17、132 - 18、字古町163 - 6、163 - 8から163 - 10まで、字前田724 - 3、724 - 11、724 - 12、726 - 6、732 - 1及び町有地である道路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区平尾二丁目17番11号

ディー・アンド・エイチ株式会社 代表取締役 坂口 剛彦

福岡県告示第892号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき新設の届出があった次の店舗について、当該届出の取下げがあったので公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 取下げ年月日

平成20年5月19日

2 大規模小売店舗の名称、所在地等

名称	所在地	大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づく公告
ヤマダ電機テックランド直方店	福岡県直方市大字頓野字 俵石3159番地1外	平成20年1月福岡県告示第32号

福岡県告示第893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年5月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	小竹線 下府	糟屋郡新宮町下府2丁目1592番308先から 同郡同町下府2丁目1289番4先まで

福岡県告示第894号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ライオンズの森プロジェクト

(2) 代表者の氏名

山崎 廣太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神4丁目1番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く個人や団体に対して、東南アジア諸国におけるマングローブ植林ならびに保全に関する事業への参加を促し、地球温暖化防止に寄与することならびに植林ならびに環境の保全に関する事業を通して現地住民の民生向上を目的とする。

福岡県告示第895号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ゆう・ゆうSPORTS CLUB

(2) 代表者の氏名

中屋 木綿子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区中屋二丁目15番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもに対して、スポーツを通じ身体と心をたくましく育てるといふ理念に基づき、家庭、地域、行政との協力ののもとに、子どもたちが楽しくスポーツ振興を図る活動に参加できるよう事業を行い、多くの子どもたちが将来たくましく生きる力を身につけ、健全に成長することに寄与することを目的とする。

福岡県告示第896号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 市民生活ネットワーク

(2) 代表者の氏名

蒲池 好登

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福津市中央五丁目20番7-601号

(4) 定款に記載された目的

市民生活における、市民と行政、及び消費者と事業者との間の情報の質と量、並びに交渉力などの格差にかんがみ、市民が組織し、自ら進んでその生活に関して必要な知識の習得、情報の収集、並びに環境の保全、及び知的財産等の適正な保護に努め、市民の福利享受、及び消費者の利益の擁護と増進を図るために、商品や役務

の共同購入や、社会的弱者といわれる人たちを支援していくなどの活動により、市民生活の安定と向上を確保し、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第897号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人こだまの会

(2) 代表者の氏名

岡野 未廣

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宮若市宮田72番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを抱える子ども（者）に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第898号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人リアライズ

(2) 代表者の氏名

緒方 律子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区藤崎1丁目5番20-307号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ人々、その他支援を必要とする人々に対して、自立支援・就労支援に関する事業を行います。自立を目指す障がい者の人材育成と健常者との共生を支援し、雇用機会の拡充、経済的自立や社会的地位の向上を図り、誰もが心豊かに暮らしていける社会づくりに寄与することを目的とします。

福岡県告示第899号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡高齢者支援協会

(2) 代表者の氏名

佐藤 鐵郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区塩原3丁目8番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者に対して、豊かな老後を送ることに係る事業を行い、高齢者及び地域社会の活性化への貢献に寄与することを目的とする。

福岡県告示第900号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人筑豊山の会

(2) 代表者の氏名

太田 徹哉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区日吉台二丁目21番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福智山九合目小屋「荒宿荘」と隣接するバイオトイレの管理・運営を行うことにより、福智山山麓の美化と環境の保全を図ると共に、自然体験教室や安全登山講習会等を実施して子どもたちや地域住民が安全・安心して親しめる自然の確保に寄与することを目的とする。

福岡県告示第901号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業山川地区青々換地区確定測量業務）
（福岡県営土地改良事業立花地区小倉谷・北山換地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
みやま市山川町大字甲田、八女郡立花町大字北山	平成20年3月24日

福岡県告示第902号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、黒崎駅西地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任した理事長

氏名	住所
村崎 孝二	北九州市小倉北区城内1番1号

2 退任した理事長

氏名	住所
田所 秀一	北九州市小倉北区城内1番1号

福岡県告示第903号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字桑ノ元1552番11、1553番4及び1554番9

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡久山町大字久原3086番地

佐伯 源治

福岡市早良区加茂1丁目37番18号

株式会社ブイテック 代表取締役 古賀 信義

公 告

公告

平成20年度クリーニング師試験を次のように実施する。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
平成20年9月3日（水曜日）	午後1時～午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室
	午後2時40分～午後4時30分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5cm横4cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区生活支援課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、大牟田市及び久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

㍑ 履歴書 1部

㍑ 受験資格のあることを証明する書類（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、県外に住所地及び就業地を有する者については、原則として卒業証明書とする。） 1部

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成20年7月8日（火曜日）から同月22日（火曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市及び大牟田市の保健所等にあつては午前8時30分から午後5時まで、福岡市の各区保健福祉センターにあつては午前9時から午後5時まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成20年7月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、平成20年9月26日（金曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所及び保健衛生課に掲示して行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所又は保健衛生課に対して行うこと。

(2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒（定形）を必ず同封すること。

公告

次のとおり外国語指導助手（A L T）業務の委託に係る提案を募集します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部高校教育課に備え置きます。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 提案の内容

福岡県の県立高等学校及び県立中等教育学校における外国語指導助手業務の委託に係る提案

（詳細は、プロポーザル実施要領、選定要領によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(2) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。

(3) 過去3年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と、外国人講師による講演若しくは授業をすることを目的とした契約を締結した実績があること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局

福岡県教育庁教育振興部高校教育課

福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3903

(2) 参加申込

ア 申込書

(1)の部局で受領するか、ホームページからダウンロードすること。

イ 提出期限

平成20年6月6日（金）午後5時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

(3) 説明会の開催

ア 日時

平成20年6月9日（月）午前10時00分から午前12時00分まで

イ 場所

福岡県吉塚合同庁舎802会議室（8階）

福岡市博多区吉塚本町13番50号

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成20年6月26日（木）午後3時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 提案書等の審査

提案書の内容についてヒアリングを実施し、「外国語指導助手業務委託業者選

定委員会」で審査する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則（昭和47年福岡県規則第6号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置きます。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行に伴い所要の所定の整備を行うものであるが、改正の内容が条項移動によるものだけで、条文の内容変更を伴わないものであり、行手条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

平成20年5月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

ふくおかギガビットハイウェイ運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

九州通信ネットワーク株式会社

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目12番20号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

182,301,084円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年5月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

光ファイバケーブル心線の賃貸借及び保守

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
九州通信ネットワーク株式会社
- (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
135,702,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条 1 (b)及び(d)に該当
-
- 公告
落札者等について、次のとおり公示します。
平成20年 5月30日
福岡県知事 麻 生 渡
- 1 契約に係る特定役務の名称
庶務事務システムの保守運用業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成20年 4月 1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
富士電機システムズ株式会社西日本支社九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区店屋町 5 番18号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条 1 (b)及び(d)該当

公安委員会

福岡県警察本部告示第28号

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年 5月30日

福岡県警察本部長 田村 正博

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示
(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第1条 個人情報保護窓口設置規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後6時まで」に改める。

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第2条 情報公開窓口設置規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後6時まで」に改める。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第174号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獵

銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年5月30日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成20年6月26日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第175号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年5月30日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成20年6月19日（木） 13:30～16:30	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
平成20年6月20日（金） 13:30～16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成20年6月20日（金） 13:30～16:30	嘉麻市大隈町418番地3 上嘉穂警察署 会議室	上嘉穂警察署
平成20年6月25日（水） 13:30～16:30	北九州市門司区西海岸1丁目1番5号 門司警察署分庁舎 会議室	門司警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等

取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・1・30	2779	告 示	142	2		○	後ろか ら6		(以上3筆国有林)	(国有林)

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています